

令和7年3月17日

各位

大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(東証スタンダード コード番号 2376)
問い合わせ先
執行役員 経営管理本部長
上村 高城
電話 06 - 6766 - 3333

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、令和7年3月17日、会社法第370条による決議（取締役会決議に替わる書面決議）により、株主優待制度の変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待制度変更の理由

株主優待制度について、中長期に当社株式を保有する株主のさらなる増加をはかることを目的として実施しておりますが、今般、当社を取り巻く経営環境の変化や最近の株主構成の変化に鑑み、株主優待のあり方について改めて検討をおこない、令和8年（2026年）3月31日基準の株主優待より、株主優待の対象条件に継続保有要件を追加させていただくとともに、株主優待品の支給基準について次項のとおり変更させていただくことを決議いたしました。

今後も株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題として認識し、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株主優待制度変更の内容（下線が変更する内容です。）

(1) 現行の株主優待の内容

所有株式数 (株)	QUOカード
<u>200~1,999</u>	<u>1,000 円相当</u>
<u>2,000~9,999</u>	<u>2,000 円相当</u>
<u>10,000~ (上限)</u>	<u>3,000 円相当</u>

(2) 変更後の株主優待の内容

所有株式数	QUOカード
<u>500 株以上 2,000 株未満</u>	<u>2,000 円相当</u>
<u>2,000 株以上 10,000 株未満</u>	<u>4,000 円相当</u>
<u>10,000 株以上</u>	<u>6,000 円相当</u>

(注) 株主優待の対象となる株主様は、毎年3月31日の基準日時点において、500株以上を1年以上継続保有する株主様で、継続保有1年以上とは、基準日である3月31日および9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で3回以上連続して記載または記録されており、当社株主名簿により、確認できる株主様といたします。

以下の場合株主番号が変わり、継続保有となりませんので、ご注意願います。

- ・証券会社の貸株サービスを利用して貸株された場合
- ・保有株式を全て売却した後に買い戻した場合
- ・株式をお預けの証券会社を変更された場合
- ・名義変更などにより株主番号が変更された場合

証券会社によって株主番号の変更の有無や取扱いについては異なりますので、詳しくは口座を開設されている証券会社にお問い合わせ願います。

3. 変更実施時期

令和8年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様より変更を実施いたします。なお、令和7年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様へは現行の支給基準にて実施いたします。また、優待品は毎年1回6月に送付を予定しております。

以 上